

運営に関する基準

1 身体的拘束等の適正化 (H30 改正事項)

基準

指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【基準条例 第226条第4項～第6項】

「緊急やむを得ない場合」の対応とは、(中略)「一時的に発生する突発事態」のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続に沿って慎重な判断を行うことが求められる。

(中略)

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく。

切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

【身体拘束ゼロへの手引き (2001.3 厚生労働省発行) P22】

事例

- ✓ 身体的拘束等適正化のための委員会が3月に1回以上開催されていない。
- ✓ 身体的拘束等を行った際の記録が、診療録に記載されていない。
- ✓ 身体的拘束等を行うにあたり、緊急やむを得ない場合か否か(切迫性、非代替性、一時性)について検討された経過が確認できない。

指導・ポイント

- 身体的拘束等の事例がなくとも、委員会は必ず3月に1回以上開催すること。また、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の実施に当たっては、切迫性・非代替性・一時性を十分に検討し、検討内容の記録を残すこと。
- 身体的拘束等に頼らないケアを追求すること。身体的拘束等適正化に関する勉強会を開催し、施設全体として身体的拘束等適正化のための取組を実施すること。

介護報酬

1 医療機関連携加算

基準

協力医療機関等への情報提供は、面談によるほか、文書(FAXを含む。)又は電子メールにより行うことも可能とするが、協力医療機関等に情報を提供した場合には、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。この場合において、複数の利用者の情報を同時に提供した場合には、一括して受領の確認を得ても差し支えない。

【報酬告示留意事項通知 第2の4(10)】

事例

- ✓ 協力医療機関へ情報を提供しているが、協力機関の医師から情報受領の確認が行われていない。

指導・ポイント

- 協力機関の医師から署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること。

2 夜間看護体制加算

基準

「24時間連絡出来る体制」とは、特定施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても指定特定施設入居者生活介護事業者から連絡でき、必要な場合には指定特定施設入居者生活介護事業者からの緊急の呼出に応じて出勤できる体制をいうものである。具体的には、

- イ 指定特定施設において、管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制(オンコール体制)に関する取り決め(指針やマニュアル等)の整備がなされていること。
- ロ 管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化(どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか)がなされていること。
- ハ 特定施設内研修等を通じ、介護職員及び看護職員に対して、イ及びロの内容が周知されていること。
- ニ 略

【報酬告示留意事項通知 第2の4(8)】

事例

- ✓ 夜間におけるオンコール体制は整備されているが、どのような場合に看護職員に連絡するかなどの具体的な対応指針がない。

指導・ポイント

- 管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目(どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか)の標準化を行うこと。

3

生活機能向上連携加算 (H30 改正事項)

基準

①の個別機能訓練計画については、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。(後略)

【報酬告示留意事項通知 第2の4(6)において準用する第2の2(7)】

事例

- ✓ 複数の利用者において個別機能訓練計画の目標が画一的であることに加え、実施時間の記載がない。

指導・ポイント

- 個別機能訓練計画の作成の際には、利用者ごとの目標、実施時間、実施方法等の内容を記載すること。目標については、段階的な目標を設定するなど可能なかぎり具体的かつ分かりやすい目標とすること。